

第219回 北九州市個人情報保護審査会 議事録

日 時	令和4年11月10日(木) 18:05~19:50
場 所	北九州市立文書館2階A会議室
議 題	個人情報保護法の改正に伴う北九州市及び北九州市議会の個人情報保護制度における対応について(公開審議)
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、神原委員、川島委員 総務局 局長 大庭、総務部長 末吉 法制課 課長 河田 文書館 館長 花本、係長 成富、主任 村末 市議会事務局 次長 馬場 総務課 課長 藤富、係長 福岡、主査 古森 政策調査課 課長 森
事務局	総務局文書館 係長 芦屋、主査 林
傍聴人	0人
内 容	

議題1 条例制定における論点整理及び中間取りまとめ案について(北九州市)

議題2 条例制定における論点整理及び中間取りまとめ案について(北九州市議会)

質疑応答

議題1 条例制定における論点整理及び中間取りまとめ案について(北九州市)

(審査会) 前回は引き続き、個人情報保護法の改正に伴う、個人情報保護制度における対応について、第二回目の審議を行います。審議に先立って、前回の議事録案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 議事録案について、事務局より説明。

(審査会) それでは議題2のところでお話いただくということで、まず本日の審議の流れについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 審議の流れについて、事務局より説明。

(審査会) それでは、審議に入りたいと思います。まず議題1、条例制定における論点整理及び中間取りまとめ案について、これは市の分です。事務局、諮問庁より説明をお願いします。

(事務局) 個票1について、事務局より説明。

(審査会) それでは、個票1について説明がございましたが、この点について何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。個票1の資料の2ページ目に、審査会、前回の審査会での主な意見が記載されておりまして、その下に、

この個票 1 の論点についての答申の方向性、これが中間取りまとめ案でございますが、記載されているということです。

この中間取りまとめ案というのは、今後パブリックコメントが予定されているとのことで、その前に審査会として、その論点についての方向性を意見として述べておくというのが中間取りまとめ案でございます。個票 1 について、質問も大丈夫ですので、ご意見も含めてですね。中間取りまとめ案についてご意見も頂戴できればと思います。

個票 1 につきましては、この内容で、中間取りまとめ案の内容で異議がないということよろしいですか。事務局案ですけど、この内容でよろしいですか。字句の修正、表現方法も含めて、何でも結構です。ご意見はありませんか。

(審査会) 手数料は無料で、費用は実費相当額の負担ということで、それ自体は合理性があると思うんですけども、手数料が無料なので、市民の経済的な負担軽減にもなると思うんですが、例えば、実費相当額が経済的に苦しい市民の方の負担になったり、払えないという問題が出てきたときは、免除とか、そういう制度があるのか。生活保護の場合は、この前あると伺いましたが、それ以外に、免除とか負担軽減の制度について、検討されているのか、実際にあるのであれば、その内容を教えてください。

(市) 現行では、前回ご説明しましたとおり、生活保護については減免という取扱いがございますけども、それ以外については、取扱いはありません。今のところ、減免について他に何かやるかというのは検討はしていません。

(審査会) 他にはありませんか。

(審査会) 中間取りまとめ案の文面についてということで、これについてもコメントとしてよろしいということでしたけれども、審査会の中で、その実費負担について議論して、実費は適当なものであると確認できたので、「経済的負担も考慮し」ということになるんだと思いますが、実費相当額は妥当なものであるということが確認できたという文面を、中間取りまとめ案のどこかに入れることができたらいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(審査会) 具体的に、こうしたらいというのがありましたら。

(審査会) この文面の中に、「改正法は手数料を無料とし、実費相当額を徴収することを可能としている。実費相当額は議論の中で妥当なものである」と。つまり、コピーであればモノクロ 10 円、カラーで 20 円、それ以外、特別な依頼があれば、CD-R の場合はその費用もいただいているということで、それほど特別高額というわけではないと前回確認できたと思いますので、それを確認したという文面があれば次の、本文の第 1 文にあります「開示請求者の利便性や経済的負担も考慮し」というところに手数料を徴収しないということだけではなくて、実費というのも特に高い実費をいただいているわけではないという

ことを確認できたという、審査会の役割、確認したことも反映できると思ったのですけれども。

(審査会) 事務局はこの点、どうですか。

(事務局) 具体的にどういう記述にするかとなると、今先生のお話をお伺いして、どこに追記をするのかなと思ったんですが。

(審査会) 1文目と2文目の間に。

(事務局) 1文目と2文目で、1文目で「可能としている。」としておりますけれども、そこに今の委員のお話、提案を追記するという形ですか。

(審査会) そうですね。難しそうでしなくてもいいかなと思ったのですが、今の議論を反映するならばというところです。主な意見の部分は表に出ないんですよ。

(事務局) 主な意見も、この資料すべて出る予定でございます。

(審査会) パブリックコメントにお見せするのは中間取りまとめ案とおっしゃっていたと思ったので。これ全体が出るという形になりますか。

(事務局) 今回、中間取りまとめ案はパブリックコメントに出しますけれども、当審査会のこの会議は公開で行われていますので、今日先生がご発言された意見というのは、例えば第2回目の主な意見という形で掲載されます。

今、先生がおっしゃったのは中間取りまとめ案を加筆するというご意見ですが、そこについては1文目と2文目のところで、2文目が終わったところに、今の先生のお話を追記するというイメージかと思っております。具体的な文章については、事務局で案を作成いたしまして、会長に一任させていただくという形でよろしいですか。

(審査会) それでよろしいです。

(審査会) 今回は中間取りまとめ案ということで、今後、パブリックコメントが終わった後に、答申をする時には、さらに詳しく、答申書に記載することはできるといことで、差し当たりは、中間取りまとめ案では、その方向性についての審査会の見解を述べるというところです。ただ、貴重なご意見ですので、できる限り反映する方向でよろしいですか。

(審査会) 最終的なご判断は一任いたします。

(審査会) ありがとうございます。

(審査会) 2ページ目のところで、実費をもらうものの中でCD-Rにコピーするというのがあります。これは電子データをそのままCDに入れるということでしょうか。そういうことでしたら、例えば、請求者がUSBを持ってきて、このUSBに入れてもらうということも想定できるんじゃないかと思います。そうした場合は実費自体も発生しないということもあり得るんですけど、デジタルデータに対する対応は、今までどおりの紙とCD-Rだけにするのか、他

の媒体も考えられるのにそれを排除した理由というのをお聴きしたい。

(市) 現行の取扱いですけれども、電子データを入れる場合に、CD-R以外で交付したという事例は、今のところないです。持ち込みは想定してないということもありますし、実際の電子データを入れて提供する際には必ず、その提供した個人情報漏えいしないとか、その点を厳しく確認した上で、提供する必要があると思いますので、持ち込みの媒体に入れるということの是非を検討する必要があるかと思います。

(審査員) 私が質問した理由の一つは、私のパソコンにCDを入れるところがないんです。最近のパソコンってほとんどCDは使ってないというか、媒体的にCD-Rってちょっと古くないかということなんです。新しい媒体を想定するのであれば、USBメモリとか、他に最近は直接メールでもらったりするんですが、確かに安全性を十分考慮する必要があるんですけど、デジタル時代に合わせた新しい媒体というのは、想定として入れるべきではないかということです。

(市) 今担当の係長が申し上げましたが、市役所が使用しているパソコンに外部のUSBを入れるということ自体が、管理上、リスク管理という意味から、難しいんじゃないかとは思いますが、それは確認いたします。それともう一点は、先ほど言いましたように、こちらが提供したものを書き換えて使うことができる状態でお渡しするという点についても、適切かどうかを検討する必要があるかと思いますが、これについては少し検討するお時間をいただければと思います。

(審査会) それでは、個票1につきましては、この中間取りまとめ案の内容で、基本的にご了承いただくということでよろしいですか。あと、先生の貴重なご意見を可能な範囲で盛り込ませていただいて、そこはご一任いただくということで、お願いします。

次に、個票2ですね、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票2について、事務局より説明。

(審査会) 中間取りまとめ案は、この個票2、3ページと4ページの資料、3ページと4ページがすべて公表されると。

(事務局) 公表ということで言いますと、今お手元にお配りしておりますものにつきましては、中間取りまとめ案として、この会議で行った資料としてホームページに載せる予定ですし、中間取りまとめ案を一覧にしたものをパブリックコメントで出す予定で考えているところです。

(審査会) 個票2について、質問、意見はございませんか。

(審査会) 個票2はよろしいでしょうか。特にご質問ご意見が出ませんので、個票2につきましては、中間取りまとめ案の内容でご理解いただくことでよろしいですか。

今後まとめて、何か質問とか意見がある場合はおっしゃっていただいて結構ですので。続きまして、個票3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票3について、事務局より説明。

(審査会) ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

(審査会) 6ページの取りまとめ案の中に、改正法という表記があるんですけど、これは個人情報保護法の、今回の改正法ということですね。前のところもそうなんですけど、改正法がというところが、個人情報保護法の改正法と、今回新しく条例の改正法と二つあるので、個人情報保護法の改正法と書いたほうが分かりやすいかなと、市民にとってはですね。

(事務局) 整理といたしましては、会長のおっしゃった個人情報保護法については改正法と、条例については条例と、法と条例という形で分けています。ただ、この取りまとめ案のみを見ますと、改正法という表現でよろしいのかなと思ってます。例えば、条例と法律、両方の文言が出てくるような取りまとめ案の場合には分かりやすく体裁を整えたほうがいいと思いますけれども、この個票3における取りまとめ案につきましては、特段問題ないというのが、事務局としては思っているところです。

(市) 会長がおっしゃられたとおり、私達は区別が付くんですけど、市民の方がより分かりやすくと言われれば、「改正個人情報保護法」と正式に書いたほうがよろしいと思いますので、その方向で、全部統一させていただきます。

(審査会) 私も結構こんがらがることがあって、どっちのことなんだろうと。よろしくお願いします。他、先生方ありませんでしょうか。

(審査会) それでは、特にご質問ご意見ありませんので、個票3につきまして、この中間取りまとめ案の内容でご承認いただくということでもよろしいでしょうか。

(審査会) 続きまして、個票4について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票4について、事務局より説明。

(審査会) この後諮問庁から説明があるんですね。諮問庁から、補足説明があるということ。

(市) 8-1ページの参考資料1をお願いします。「1,000人未満の個人情報ファイルについて」でございます。まず、「個人情報ファイルとは」ということですが、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機等を用いて検索することができるように体系的に構成したものであると。「個人情報ファイル簿とは」ということですが、市が保有している個人情報について、電子データとか、紙媒体の名簿などの形で管理している個人情報について、それぞれの利用目的とか記録範囲など、個人情報に関する項目名等について記載した個票をまとめたもの、でございます。改正法の中では、本人の数が千人未満の個人情報

ファイルについては除外となっております。その千人未満の個人情報ファイルがどれくらいあるのかということですが、本市が所有している個人情報ファイル約1,600件のうち、約4割、概ね700件程度でございます。

次の8-2ページの、参考資料2をお願いいたします。これは現行条例のもとでの個人情報ファイルの様式でございます。この様式を市のホームページに掲載しております。例えば、個人情報ファイルの2行目の「個人情報ファイルの名称」のところに、文書館の例ですと、個人情報訂正請求処理状況表という名称が入り、3番目の「利用に供される事務をつかさどる組織の名称」に総務局文書館と入る形になります。そのファイルの中に、どういう項目が載っているかということ、基本的事項のところ、氏名、住所、電話番号のところ、黒くチェックが入って、こういう項目が載っています、ということが分かる形になっています。以上でございます。

(審査会) それでは、先生方からご質問、ご意見がありましたら。

(審査会) 現行条例において、千人未満の個人情報保護ファイルについて、帳簿を作成、公表するとなっているんですけど、どうしてこういう条例、千人未満についても、帳簿を作成、公表するということになったのか。どういうきっかけで、他のところはやってないところが多いと思うので、どうして北九州市において、このような規定を設けることになったのか、立法事実、立法趣旨が分かれば教えてください。

(市) 18ページをお願いいたします。「追加質問及び回答」の2番目の質問で、現行条例において、作成・公表を義務付けている理由ですが、これは実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図って、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするという趣旨から、人数に制限を設けずに、市が持っている個人情報ファイルについては、作成し公表するという形にしております。以上でございます。

(審査会) 他にございませんか。質問でも結構です。

(審査会) 8-2ページのところで、「個人情報の記録項目」があります。これは、分類されてチェックされると思うんですけど、このカッコの中には何が入るんですか。前の四角のところ、チェックされる場所だと思うんですけど、その後ろにあるカッコは。

(市) 例えば債務者であったり、そういうくくりのものが載ったりします。具体的に個人名が載るわけじゃなくて、どういう分類、カテゴライズした形でのものが載っています。具体的に、どういう方のものが載っているというのを、項目名として載せている形です。

(審査会) 担当者がすぐ察知する可能性はないでしょうか。分類が細かいので。

(市) その個人情報ファイルの種類ごとによって、例えば納税義務者とか、そういうことも考えられますし、そういうことで載っているんだろーと思いますけれども、個人情報ファイルの作成の趣旨が、そもそもどういうデータを扱って、それはこういうところで使っていますというのを市民に明らかにするということですので、個人が分からないようにしつつ、こういうふうに扱っていますというのを、できる限り明らかにするという趣旨で作成しています。

(審査会) 細分類する項目に対するリストとか、事前に準備された項目とか、ありませんか。細かく細分類するときは、その都度担当者が決めるということですか。

(市) 基本的には所管課で判断をして決めることになります。

(審査会) 他にはございませんか。そうしましたら、個票4につきましては、この中間取りまとめ案の内容で、審査会としても異論ないということによろしいでしょうか。

それでは、次に個票5について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票5について、事務局より説明。

(市) 11-1ページの、参考資料3をお願いいたします。任意提供情報についてですけれども、「2 任意提供情報とは」ということで、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものになります。実施機関からの要請を受けずに提供があったものは含まれません。ただし、実施機関の要請を受けずに提供の申し出があり、提供に先立って相手方から開示しないとの条件が提示され、実施機関がこれを妥当であると受諾した上で提供を受けた場合は、これに含めるという形になります。開示しないとの条件でというところは、開示しないことに加えて、第三者に対して提供しないという意味もございます。

次の11-2ページの、参考資料4をお願いいたします。前回の審査会において、任意提供情報に関してご説明した件についての補足でございます。契約に関して、提案募集を行った場合に、提案内容に含まれる、情報の開示不開示についての件ですけれども、各企業からの提案の中に、事業に必要な特許に関して記載されていることがあります。その中には、提案先以外に情報開示をしないことを条件に、他社から特許の内容について、任意提供を受けていることもあり得ると思いますけれども、第三者の任意提供情報としての特許情報があるとして、契約書の中で開示というルールがなければ開示をしないということでございます。以上でございます。

(審査会) それでは、質問、意見はございませんでしょうか。

(審査会) 法人からの任意提供情報、個人から任意提供情報、の二つあるようなんですが、具体的にはどんな情報なのか、具体例が分かれば教えてください。いくつかで結構です。

- (市) 19 ページをお願いいたします。法人からの任意提供情報の例としまして、医療機関が保有する、その方の転院前の医療機関からの引継関係書類情報のうち、本人に開示しないと条件で提供を受けた情報などがございます。また、個人からの任意提供情報の例としましては、開示請求者に関する記録に記載されたもののうち、実施機関が開示請求者の知人等から開示しないと条件で提供を受けた情報、ということがあげられるかと思えます。以上でございます。
- (審査会) 個人からの任意提供情報については、具体的なところで、ちょっとイメージができないもので。法人の場合はいわゆる診療情報提供書はよくありますので、イメージできるんですけど、個人の任意提供情報って、具体的に分かれば教えていただきたいです。
- (市) 個人からという形になりますと、あまり事例としては多くはないんですが、例えば児童相談所の職員が虐待通告等を受けた時に、その実態を調査するなどの関係で、対象者の周りの知人等に、日頃の生活状況とか、子どもの様子とか、そういったものを、絶対本人には言わないからと、そういった条件付きで情報収集をする、そういった場合の情報というのが一つあげられるかと思えます。
- (審査会) 他にありませんか。
- (審査会) 今の説明ですごく具体的な感じを受けたんですけど、11-1 ページのところの「①実施機関の要請を受けて」で、要請を受けず提供を受けたもの、一方的に言われたものは含まれない、ただし実施機関の要請を受けずに提供申出があり、提供に先立って相手方から開示しないと条件が提示され、実施機関がこれを受諾した上で提供を受けた。実施機関からの要請を受けない、何かがあつての話なんですよ。実施機関の要請を受けないのに、実施機関がこれを受諾した上というのは、具体例は無いんですか。
- (市) 具体例としてどういったものかというのは、あまり想定はないんですけども、基本的に任意提供情報は実施機関の側から、何かしら確認したいこと、調査したいことがあって、それを達成するためにどなたかに話を聴く、調査をするというところから受けたもの、というのが基本的には含まれるんですが、場合によっては、生活保護とか、子ども総合センター等の虐待の場合とかだと、実施機関から何も言わなくても、そういった事業の目的に合致するような情報提供を個人の方から受ける、個人の方から積極的に、積極的まではいかないかもしれませんが、任意的にこういった話があるのでどうだろうか、提供したいのだけれども、という話があったとしても、そういった話は、やはり本人には言ってほしくないとか、公にはしてほしくないという形で来る 경우가多々ございますので、そういった場合に、そういう申し出があつて、実施機関側もその情報はいただきたいな、事業の実施に役立つという状況であれば、そうい

った「提供しない」ということに対して、もちろんしませんが教えてください、というような、改めてお願いをするようなこともあるかと存じますので、そういうふうにしていただけるとよろしいかと思えます。

(市) あと受諾しない例としては、提供の申し出があった情報が、例えば既に公知の情報というか、そういうものであれば、この条項には該当しないというところにはなると思えます。

(審査会) そういう場合によっては、実施機関というものの、何か行為があって、それに付随して出てきたという感じなんでしょうか。その場合に、たまたま付随して出てきた情報を実施機関が、これは役に立つと思った時に、これを受諾したというふうになるのでしょうか。

(市) 実施機関側が、何らかの目的で、こういった情報が欲しいという目的があって、お願いをして、情報を提供できるという場合、になります。

(審査会) それはもう要請を受けていたというのではないですか。

(市) 基本的にそうです。こちら側から、仮に目的があってお伺いをするとなると、その情報を知っているだろうという方を、当たりがついてなければ、その方に対して実施機関側からお願いするということはなかなか難しいと思うんですが、当たりのついていない、想定してなかった方から欲しかった情報をいただく場合というのは、実施機関側からアクションが取れないので、こちらから、取れないなりに、相手方から先に申し出があるということもあることかとは思えます。

(審査会) そういうものがあつた場合に、この場で実施機関がどうかよく分からないけど、実施機関が価値があると受諾したということになる。

(市) 実施機関側、行政の側として、事業の利益、業務を行うにあつてその情報というのが必要であると認識をしましたら、もちろんその情報を、開示等はありませんのでいただけますかという話になることはあるかと思えます。

(審査会) そのときは保護されるということですか。

(市) その情報自体は既に公になっている、そういったものであれば、当然開示しないという条件を附すことはありません。その場合はこちらでは保護はできないということです。

(市) 追加で、個票5に関連しまして、18ページをお願いいたします。「追加質問及び回答」で、開示情報における不開示情報の範囲というご質問がございました。個人情報保護委員会が、条例において公務員の氏名を開示情報と規定することは問題ないと回答した理由ですけれども、情報公開条例と整合性を図るために、法第78条第2項に基づき条例で定めることで、個人情報保護法に基づく開示請求においても不開示情報から除外することが可能としている、という見解がございます。

19 ページをお願いいたします。質問の二つ目ですけれども、「個人からの任意提供情報に関する改正法施行後の取扱い」で、個人情報開示請求における開示請求者以外の個人からの任意提供情報は、通常、開示請求者本人に関する情報であって、当該開示請求者以外の個人、すなわち任意情報提供者を識別することができるもの、ということですので、改正法第 78 条第 1 項第 2 号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当するということになるかと思えます。

その下の「法令秘等情報に関する改正法施行後の取扱い」でございますけれども、改正法第 78 条第 1 項各号に規定される不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであって、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めることはできず、他の法令の規定の趣旨等を踏まえて、改正法第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当するか否かを実質的に判断する必要があるということでございます。以上でございます。

(審査会) 11 ページの中間取りまとめ案の、公務員の氏名のところで、この中で『「公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合」には』と括弧でくくってあって、これは改正法の文言なのか、条文か何かを引用されていると思うんですけど、どの条文なのか教えてください。

(市) 現行条例におけるただし書きの部分になります。現行条例で第 18 条の各号が不開示情報になりますが、その 2 号のところ、特定の個人に関する情報についてア、イ、ウのウに、公務員の氏名、職名等の部分が入ってまいりますけれども、そこにただし書きで、公務員個人の受ける利益等の箇所がございますので、その部分とさせていただければよろしいかと思えます。

(審査会) それでは、個票 5 について、この中間取りまとめ案の内容で、承認ということでもよろしいでしょうか。

それでは続きまして、個票 6 について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票 6 について、事務局より説明。

(審査会) 諮問庁から、補足説明をお願いします。

(市) 13-1 ページの、参考資料 5 をお願いいたします。政令市における開示決定期限の一覧表でございます。政令市 20 市中、福岡市を除く 19 市が 15 日若しくは 14 日という現状になっております。

次の 13-2 ページの、参考資料 6 をお願いいたします。福岡市における決定期間は 7 営業日となっていることにつきまして、福岡市では、当初は決定期限を 15 日ということ定めていたようなんですけれども、平成 13 年に福岡市の情報公開条例の改正がございまして、それで、平成 17 年に、個人情報保護条例も情報公開条例と同様に 7 営業日にしているということで、整合を取ったということです。

それから、「2 本市における決定期限を現行どおりとする理由について」ですけれども、請求の対象文書の量の多寡や内容によって、開示不開示の判断に時間を要さない場合等は、できる限り速やかに決定を行って、開示請求者に通知をしているところでございます。一方、個人情報の開示請求においては、請求対象となる情報を記載した文書の特定に時間を要することが多々ございます。開示不開示の判断を、慎重に行う必要もある、そういうこともございまして、現行どおりの決定期限とする方向で考えているということでございます。以上でございます。

(審査会) それでは、質問、意見はございませんでしょうか。

(審査会) 開示決定期限の15日以内というのは現行のままとありますけど、国は30日以内としていることに対して、15日以内、市民にとっては早く決定を受けるからいいと思うんですけど、13-1 ページの参考資料を見ても、ほとんどが15日前後となっています。30日で国に合わせている市もあるんですけど、それは15日でも十分期限としては、北九州市としては妥当な日数であると、より慎重に議論するような事例も出てきた場合とかは、15日ではちょっと足りないかもということは、実際に現場ではないでしょうか。どうなんでしょうか。

(市) 請求の内容によりましては、条例に基づいて延長したりというのはできますので、それぞれの所管課で、請求の対象文書の量であるとか、開示不開示の審査の難易によって、適宜適切に延長して対処しているという現状はあります。

(審査会) 他にありませんでしょうか。

(審査会) 隣の指定都市が7日というのは、市民の方からすると、こちらは7日なのになんで15日かというのは、慎重さは言えるんですけど、逆に福岡市はなぜ7日で可能かというのはご存じですか。ご存じでしたらお聴きしたい。

(市) 内部の事務処理の過程、プロセスが、おそらく福岡市と北九州市とは違うんだらうというところはあるかと思えます。

(市) 少し補足させていただくんですが、請求があった内容によっては、複数の部署に分かれて、最終的には、一式として開示していく場合があるのですけれども、その場合に、福岡市の場合は、それぞれ単独で、それぞれの部署が作業して、全体としてそのままお渡しするような形になっているとお聞きしています。北九州市の場合は、それを文書館が全体調整をして、各所属で違う取扱いにならないようにという、そのプロセスが一つ加わることによって、ちょっと恐縮なんですけれども、少しお時間をいただいているという状況でございます。

(審査会) よろしいでしょうか。それでは、個票6について、中間取りまとめ案、13ページでございますが、この内容でご承認いただくということでもよろしいでしょうか。今、先生からありました、福岡市で7営業日となったのは、13-2 ペ

ージの資料によると、平成 13 年の情報公開条例の改正の時に、7 営業日とすべきとの答申が示されて、平成 17 年度にも審議会で、7 営業日に短縮すべきとの答申が示されたというところです。審査会の答申が契機になって、7 営業日になっているみたいなんですけど、どういう理由でそういった答申がなされたのか。これはホームページで見ることができるんですよ、答申だから。

(事務局) 答申ですので、ホームページで。ただ、平成 13 年ですので、もしかしたら、福岡市は、平成 13 年でありましたら載せてなかったような気がします。平成 20 何年から以降であれば答申が載っていましたけれども、出てない可能性があります。

(審査会) 続きまして、個票 7 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票 7 について、事務局より説明。

(審査会) 質問、意見がございましたらお願いします。

(審査会) 個票 7 については、15 ページの中間取りまとめ案の内容で承認ということによろしいでしょうか。

続きまして、個票 8、お願いします。

(事務局) 個票 8 について、事務局より説明。

(審査会) 委員の先生方から、質問、意見はございませんでしょうか。

(審査会) 質問ですが、審査会への諮問事項について条例で規定することが望ましいと、その点は、確かにそのとおりなんですけど、具体的に、審査会への諮問事項については、条例でどういう規定をすることになるのでしょうか。

(市) 現行あるものをできるだけ残したいということがございますので、条例の廃止とか、制定とか、若しくは改正、そういった場合とか、今日もやっていたように、特定個人情報保護評価に関する第三者点検、これも引き続き条例に規定した上で、改正法施行以降もやっていただくと考えております。ですので、16 ページの概要に書いております、現行の審査会の所掌事務のところ、

(1) は先ほどご承認いただいた個票 7 の部分になりますけれども、(2) の部分、これは引き続き今後も先生方をお願いをしていくという形になります。(3) は前回も申し上げましたとおり、国への確認事項となりますので、条例で諮問することができかねる部分ということになり、今後は諮問しないという形になります。

(審査会) そうすると現行条例の概要のところの、(1) と (2) が、審査会への諮問事項として想定されるという理解でよろしいですか。

(市) これについては、条例で審査会への諮問事項として規定を置くという内容になります。

(審査会) 他にありませんか。

(審査会) それでは個票 8 については、17 ページ記載の中間取りまとめ案の内容で、

承認ということによろしいですか。

審査会への審問事項について、答申の段階では、ある程度具体的に、こういう形で規定すべきだということも入れることになるんですか。

(事務局) 現時点では、この取りまとめ案のとおりでございますけれども、答申案におきましては、ある程度具体的に項目を立てて、より分かりやすく丁寧に書いていきたいと、事務局としても思っております。

(審査会) これで承認ということですね。

(市) 一点だけお願いします。個票1関連の、免除のところで説明させていただいた件でございます。先ほど生活保護の関係が免除になるという話をしましたけれども、現行条例のもとで、生活保護の扶助を受ける者であるということと、あと、災害等不時の事故により生活が困難になった者とか、市長、地方公営企業管理者、地方独立行政法人が公益上必要と認めた者ということが現在の施行規則でございまして、これらについては今後検討していくことになるんだろうと思います。

(市) 補足説明させていただきますと、手数料を取る場合には、必ず条例で手数料の額といたしますか、徴収することについて定める必要があります。取らない場合には条例で定める必要はございません。実費の場合は、実費を取るということで、具体的な金額等は規則に委任して定めることができます。その規則の中に、免除といたしますか、この手数料の減免とそういう免除の場合につきましても、規則に細かい要件は委任するというので、特別な理由がある場合につきましても、免除することができるという規定を設けて、具体的な要件には、説明をいたしましたような要件を規則で定めて、取らない方法というの、制度としては検討できます。

(審査会) 免除については、条例の法定事項ではないということで、規則で。

(市) 細かい条件までは。免除することができるというような、基になる根拠規定につきましては条例に置く必要はございます。

(審査会) 条例の委任規定で、規則で。

(市) 細部につきましては、規則に委任することができる。

(審査会) 分かりました。

(市) もちろん条例の中に細かく全部書いてもいいんですが、やっぱり書き切れない、いろんなケースがございますので、そのために規則に委任する。

(審査会) そこは特に異論ありませんので、違和感は感じておりません。委任規定で、規則のほうがよかろうと思っております。

(審査会) それでは、議題1について、個票1から個票8まで中間取りまとめ案の内容で承認いただいて決定しましたので、これをもって当審査会の中間取りまとめとさせていただきます。あくまで現段階のということで、よろしくお願

ます。

議題 2 条例制定における論点整理及び中間取りまとめ案について（北九州市議会）

（審査会） 続きまして、議題 2、市議会の関係ですが審議を行いたいと思います。

それではまず、議事録関係でございますが、前回の議事録について、市議会より修正箇所があるとお話がありましたので、これについて、市議会から説明をお願いします。

（市議会） 説明させていただきます。議事録に關係して修正させていただきたい箇所は、個票 4 になります。資料の 27 ページ、条例制定における論点整理、個票 4 をご覧ください。

前回の審査会の資料の個票 4 について、個人情報保護法や市の制定する予定の個人情報保護法施行条例の内容と同様の規定を設ける予定であるとしてご説明させていただきましたけれども、個票の中の記載にミスがございまして、市の施行条例の個票と異なる点がございました。個票 4「論点及び検討概要」の資料 28 ページ、上から 6 行目から 10 行目について、市の個票と同じ内容にお詫びして訂正させていただきます。前回の資料では、「開示・不開示情報の例外として規定することが望ましい」ではなく、「規定しない」という表記になっていたかと思っておりますので、市の個票と同じ内容に訂正させていただきます。

あわせて、審査会、第 1 回目主なご意見でございますけれども、前回の質疑応答で、公務員の氏名を開示する場合、公務員に議員が含まれるかというご質問がございました。個人情報の開示請求におきましては、議員の氏名が公開される場合が想定し難いため、議員は含まれないとお答えさせていただきましたけれども、法の解釈について再度確認したところ、公務員に議員は含まれてございました。そのため、前回の議事録案での発言を、議員を含むということで、修正させていただければと存じます。よろしくお願いたします。

（審査会） ただいま修正箇所について説明をいただきましたが、今の説明を受けて、そのように修正ということよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの議事録案を修正の上で、ホームページへの掲載など、所定の手続きを取っていただいでよろしいですか。

では議題 2 の個票 1 について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 個票（市議会個人情報保護条例制定に係る全体像について）について、事務局より説明。

（市議会） 資料 20 ページの、市議会個人情報保護条例制定に係る全体像についてでございますけれども、先日、第 1 回目の会議で、概要としてご説明した内容でござ

ざいます。市議会個人情報保護条例における規定の方向性については、市議会が改正個人情報保護法の適用対象外となりますけれども、市民の利便性を考慮し、市全体として統一性を確保するため、市議会特有の事由があるもののほかは、改正法と市の個人情報保護法施行条例と同様の規定を置くということで、市議会個人情報保護条例を定めることが望ましいと考えてございます。以上でございます。

(審査会) 先ほど個票1と申しましたが、20ページは条例制定における論点整理ということでございまして、修正いたします。この点の中間取りまとめ案のほか、何か質問、意見がありましたらお願いします。

(審査会) 第1回目の主な意見で、議員が個人で保有している個人情報を漏えいした場合、条例の規制の対象にならないのか、について、先ほどの話だと、議員も公務員にあたるということになると、前回のご説明、議員が個人で保有している個人情報はこの条例の対象外であると、そのように本当に解釈していいのか、というところが疑問でございまして。議員も本市の特別職の公務員であるとしたら、やはり、議員が個人で持っている個人情報だとしても、それを漏えいしたら何か問題があり、条例の対象になるのではないかと、疑問でございまして。

(市議会) 今回、議会で条例を制定する対象となりますのが、議会事務局が保有する個人情報という前提でございまして。議員が個人で保有する個人情報、例えば政治的な活動により保有する情報は、今回の条例では対象とは考えてございませぬ。議員活動につきましては、広範な範囲に及びますので、そこを規制するということは、その活動を制限する可能性もございまして。あくまで今回の条例では、事務局、職員等が作成した個人情報を対象と考えております。

(審査会) 議員が自分で持っている個人情報を漏えいした場合、法律的に違反とか、処罰とかいうことは、法律がないと考えていいのですか。

(市議会) 仮に一事業者として、何か罰則の該当になることがあれば別ですけど、今のところ、議員活動に特化した個人情報について、罰則を設けているとか、制限を設けていることはございませぬ。個人情報の漏えいとか、不正な理由とか、たまたま他の法の規定に当てはまるような行為にあればそれが適用になる、そういった形になろうかと思っております。

(審査会) 議員とか議会の自律権を尊重保護する必要があるということですね。他にありませんか。

(審査会) 今の会長の質問と関連して、議員と市民の対話している部分と考えてみると、やはり何らかの説明は必要なんじゃないかと思うんです。議員活動を縮小させるという部分は指摘できるとしても、あくまでも市民の個人情報を保護するという趣旨で個票を作成しておりますので、市民に被害が及ばないという

のがまず優先されるべきではないかと思えます。なので、説明は必要かと思えます。

(市議会) そういう意見もあるということで、尊重すべき意見なのですが、基本的に、議員の活動で、例えば議会の本会議に出るとか、委員会に出るといふ、議員が公務として行う活動の中で、何らかの個人情報を取っていくという場合であれば、私どもも管理ができるのですが、議員が政務の活動として、自分を支援してくれる方の名簿を作ったというような話について、それを議会事務局で把握して、持つというようなことになると、私達もどんな個人情報を持っているのかについては、なかなか把握できません。これらの情報を出していただきとすることが本当に、自由な政治活動を保障できるのかという側面がございますので、議員が公務員だという部分はあるのですが、それと違った意味で、自由な政治活動もできないといけないという部分もあるとすると、事務局で、議員が持っているすべての個人情報を把握するということが非常に近いところがございます。何らかということでは考えてみたいとは思いますが、難しい面があるということで、今回こういう形で判断させていただいています。全国の議会についてもそういう形で、行っていくという話は伺っております。

(審査会) 議員が持っている個人情報の性質についてお尋ねです。今回個人情報保護制度に関する審査会の中でいろいろ質問しているわけですけど、基本的には、この個人情報ファイル簿に文字として集まるような情報が対象となる、そういう理解でよろしいですか。

議員が持たれている個人情報の中で、文字なおかつデータベースになっているものがどれくらいあるか分からないというのが現状という理解でよろしいのでしょうか。つまりこれは、議会に関することですので、既存の個人情報保護制度の中でも、議員が個人的に知った、情報ファイルとして集まらないようなものは、この個人情報保護制度の中でも整理しにくいものになっているという理解でよろしいですか。

(市議会) そのとおりです。

(審査会) 条例制定における論点整理の中間取りまとめ案につきましては、20 ページに記載の内容で承認ということでもよろしいでしょうか。

続きまして、個票1、開示請求に係る手数料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票1について、事務局より説明。

(審査会) 質問、意見はございませんか。

22 ページに記載の中間取りまとめ案の内容で承認ということでもよろしいでしょうか。

続きまして、個票2の説明をお願いします。

(事務局) 個票2について、事務局より説明。

(審査会) 質問、意見はございませんか。市と同じということで。それでは、個票2については、記載の中間取りまとめ案の内容で承認ということでもよろしいですか。

続きまして、個票3をお願いします。

(事務局) 個票3について、事務局より説明。

(審査会) 質問、意見はございませんか。これも市と同じということで、この中間取りまとめ案の内容で承認ということでもよろしいですか。

(審査会) 資料作成の仕方なのかもしれないですが、市の個票は8ページが該当すると思うんですけども、気になった点なんです、市の8ページの千人未満の個人情報ファイルの例として、市議会事務局図書室利用者情報というのが出て、これはまさに議会に関する情報ファイルで、市のほうにあってこちらの議会の個人情報は、26ページには例として出ていない。議会の個票4は、議会の持っている個人情報についての話だと思うんですが、例として出ていないのがちょっと違和感があると思ったんです。これは資料の作りの問題だけで大きな問題ではないんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

(審査会) この点は、事務局、諮問庁で何か対応されますか。

(市議会) 今回の資料の作りは、市と同じような内容で個票を作成しています。この部分について、実際は私どもに質問はいただかなかったのですけれども、市に質問があったということは、市議会も同内容であると考えていただければと思います。

(審査会) それでは、個票3はこれで承認ということで、よろしいですね。

続きまして、個票4について説明をお願いします。

(事務局) 個票4について、事務局より説明。

(審査会) 質問、意見はございませんでしょうか。

(審査会) 29ページの法人又は個人からの任意提供情報について、市議会における任意提供情報は、具体的にはどういった情報が考えられるのでしょうか。

(市議会) 先ほど、市から説明があった生活保護とか、児童相談というような形で、こういう情報をお伝えしますというような状況が、場面的にほぼありません。基本的には私どもで想定されるものは持っていないという状況でございます。仕事として、自分達が何か情報を取らなければいけないということは想定されません。どちらかというと、私どもの仕事は議会が運営されているところを、サポートしていくという業務になります。何らかの情報を自らが積極的に第三者に取っていかなくてはいけないというような状況が想定されませんので、お答えが難しい状況でございます。以上です。

- (審査会) そうすると、議会において、議会の条例について、法人又は個人から任意提供情報について規定する、立法の必要性があるのかどうか。立法事実がないので、そこは規定する必要がないんじゃないかという意見もあり得るかと思うのですが、今後、そういう情報を取得することがあり得るから、一応規定はしておく必要があると、そういう理解でよろしいですか。
- (市議会) 今のところそういった現状ではないのですけれども、何か大きな問題が起きて調査をしないといけないという話になったときに情報提供の話があるのですが、今のところ具体的に、納得してもらえそうな例が見つかりません。何らかのことがあった場合に、その規定がないことによって守られないということになってはいけないので、定めさせていただければと思っています。
- (審査会) 趣旨は理解しました。他にありませんか。
個票 4 については、29 ページの中間取りまとめ案の内容で承認ということでもよろしいですか。
駆け足になって申し訳ないのですけど、続きまして、30 ページの個票 5 について、お願いします。
- (事務局) 個票 5 について、事務局より説明。
- (審査会) この点について質問、意見はございませんでしょうか。
- (審査会) 取りまとめ案の丸の二番目のところで、議員の任期満了とか、議会の解散のため、例えば、議長及び副議長ともに欠けている期間があるときは外すということなんですけど、例えば個人情報の対象が議会事務局のものでしたら、これを専決案件として対応することは難しいんでしょうか。例えば事務局が先に公開して、後ほど承認を得るということは筋が合わない話になるんでしょうか。
- (市議会) 市議会事務局の執行機関としての長は議長にあたりますので、本来議長が欠けたときは、地方自治法上、副議長が代理というか、副議長で対応可となっております。この任期満了や議会の解散ということになりますと、議長も副議長も欠けるということになりますので、手続き上の問題にはなるんですけど、決定権がある議長、副議長ともに不在ということで、執行できないという状況になります。
- (市議会) 先ほども言いましたように、専決でというお話もあるんですけども、個人情報は重要な、デリケートな内容のものでもございますので、そのことについて、議会を代表するものの意思決定の過程が入ってなくて、後で遡るということになると、少し問題が残るかと思います。先ほどの日程の話に、慎重に決定しないといけないという部分があります。私どもは議長副議長が欠けている場合は次の決裁権では事務局長になるのですが、本当にそれでいいのか、議会を代表するという形になると、個人情報の開示等については、議長、副議長

が決まってから、対応させていただくほうが、正しく誤解ない形での公表ができると考えてございます。

(審査会) それでは、この個票 5 につきましては、31 ページの中間取りまとめ案の内容で承認するというところでよろしいですか。

続きまして個票 6 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 個票 6 について、事務局より説明。

(審査会) 質問、意見はございませんか。

(審査会) 議会の条例にも審査会への諮問事項については、規定すると。市と同様の感じで、先ほど説明がありましたが、条例上で規定すると、諮問事項をですね、そういう理解でよろしいですか。

(市議会) 個票 7 では細かく書かせていただいています、その形で進めさせていただければと思っております。

個票 6 では、私どもの議会では、付属機関が設置できないと解されているところで、審査会に引き続きお願いさせていただければと思っております。

(市議会) 少し補足して、審査請求の件、ご説明させていただきます。具体的に今ご審議いただいている議会の条例の中で、開示決定とか、そういった行政処分の類型をあげまして、それについて、審査請求のとき、審査会に諮るといった形で規定する予定にしております。ですから具体的な項目をある程度あげるといいう形になります。

(審査会) 33 ページに、審査会の現行の諮問内容について、(1) から (3) までありますね。新しい議会の条例では、この (1) から (3) までは現行どおり残るといいうことで。個人情報保護委員会は議会は関係ないので、(1) から (3) まで、現行どおりということよろしいですか、具体的な条例案について。

(市議会) 失礼しました。先ほど言いましたのは行政処分の審査請求で、それ以外の議会における個人情報保護に関しては、専門的な知見に基づく意見をお聴きする場面があればと、諮問事項について、定性的な表現を採らせていただきます。ですから今、現に審査会にお諮りしているようなことはその中に全部含まれますので、今と同じような形になるかと思えます。その (1) (2) (3) に書いてあるような、そういった書きぶりはせずに、概括的な書きぶりになろうかと思えますけれども、結果としてその (1) (2) (3) は含まれます。以上です。

(審査会) 他に質問、意見はありませんか。

個票 6 については、この中間取りまとめ案の内容で承認するというところでよろしいですか。

個票 7 について、お願いします。

(事務局) 個票 7 について、事務局より説明。

(審査会) 何か質問、意見はありませんか。

個票 7 については、この中間取りまとめ案の内容、現行と同様ということで、審査会として承認でよろしいですか。

それでは、議題 2 につきまして、個票 1 から個票 7 まで、それから、冒頭の条例制定における論点整理の、中間取りまとめが決定しましたので、これをもちまして、当審査会の中間取りまとめとさせていただきます。よろしいですね。

(審査会) 以上、議題 1 と議題 2 について、中間取りまとめを決定させていただきました。

これをもって、現時点における当審査会の中間取りまとめとさせていただきます。この中間取りまとめにつきましては、11 月 18 日金曜日から 12 月 16 日金曜日の期間で実施する予定の市民意見提出手続き、いわゆるパブリックコメントにおいて、市民の方からご意見をいただきたいと考えております。

ここでいただいたご意見について、パブリックコメントについては、次回の審査会で報告をさせていただいて、これを踏まえて最終的に審査会の答申案の審議を行いたいと考えております。

以上で本日の審議を終了いたしますが、委員の先生方から何か、ご質問、ご意見はありませんか。議題 1、議題 2 についても結構です。

今日のところは、これでよろしいですか。

それでは本日の審議はこれで終了といたします。次回の審議は、パブリックコメント結果報告、それから答申案の審議を行いたいと思います。

次回の個人情報保護審査会は、12 月 22 日木曜日の 17 時半から開催しますが、予備日程、11 月 24 日、12 月 8 日に開催される可能性もありますので、この点、事務局から説明をお願いします。

(市議会) 一つ追加で、補足で説明させていただきます。個票 5 の開示決定の期限の件です。議長、副議長が不在の時に専決する可能性があるじゃないかということについて補足させていただきます。一般論として、現実どうするか分かりませんが、この件に限らず、行政処分とか契約を決定するとき、専決規定というのをあらかじめ置くことがあります。条例とか法律の条文上、市長が決定するとか、議長が決定するとか書いていても、実際には局長がするとかです。その場合においても、あくまで法律とか条例で権限を与えられたもの、これは議長が権限を行使するという前提で条例制定などを考えますので、あらかじめ専決規程を置くことを前提として期間を定めるということではできませんので、そのことを補足としてご説明させていただきます。よろしくをお願いします。

(審査会) では個票 5 の議事録のところに追加すればいいですね。

それでは、以上で終了します。

議事終了、閉会